

第4回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午後2時00分から午後3時25分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	1	緩利 哲治	委員	11	田村 正弘
委員	2	林田 清光	委員	12	田井中 勲
委員	3	田畑 啓之助	委員	13	福井 幸生
委員	4	保井 章	委員	14	今井 百合
委員	5	林 廣美	委員	15	川村 克己
委員	6	伴 慎也	委員	16	寺田 勝典
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄
委員	8	松下 富男			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席9番 奥村 喜美子 委員
議席10番 中島 準一 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第14号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第15号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

○下限面積検討委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

主査 和田 崇裕

10. 会議の概要

事務局長 第4回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長

- ・ 全国の令和2年度農業委員・農地利用最適化推進委員の改選状況
- ・ 甲賀市農業委員会の研修経過と自覚と責任ある活動
- ・ 農地利用最適化推進施策に関する意見書の回答

事務局長 北田会長、ありがとうございました。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員はございません。遅参、早退の届出もございません。よって本総会の出席委員は19名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席9番奥村喜美子委員と、議席10番中島準一委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第14号「**農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について**」を議題といたします。
最初に、3条調書、整理番号9番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号、整理番号9番について、ご説明申し上げます。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、農業振興地域内の農地であります。

申請理由及び概要について説明します。譲渡人は農業経営規模縮小のため、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地で梅を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号9番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号3番田畑です。
- 議案第14号、3条調書、9番について、事務局で詳しく説明されましたとおりであります。私が譲渡人・譲受人に説明を聞き、意見を申しあげます。まず、譲渡人は80歳を目前にした高齢であり、家族は市内で別居され、申請地のほか15アール程所有されておられますが、親戚の方に耕作を依頼されています。申請地も年数回草刈りをされていますが、維持に苦勞されています。参考図の2ページをご覧ください。譲受人は申請地の北側と南側も同時に購入されます。北側の農地に故松山佐平治様の記念碑の建立を計画され、現在、手続きをされています。近いうちに農地転用申請がされるとのことです。今回、南側の一筆の購入について双方が合意され、譲受人が自家消費用の梅を栽培されます。10月10日、玉井推進委員と現場を確認した結果、許可相当と判断しました。どうか審議賜りますようお願い申しあげます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号18番玉井推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号18番玉井です。
- 私から特に補足することはございません。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。
- 賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号9番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。議案第14号については、以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
- 最初に、4条調書、整理番号13番について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号、整理番号13番について、ご説明申しあげます。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページ、土地利用計画は5ページとなります。

申請地は、市街化調整区域内の第1種農地であります。集团的に耕作している農地を分断せず、既存の集落との距離が近いことから、許可要件を満たします。

転用理由及び概要について説明します。申請者は申請地を息子家族居住用の農家住宅離れとするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、土地を整地後、農家住宅の離れを建築されます。雨水は敷地西側の水路への放流による処理、また土砂はL型擁壁設置により流出を防止されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し地元関係者の同意は得られております。また事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号13番については、議席2番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番林田です。

ただいま事務局から詳しく説明をいただきました。私からも説明いたします。

土地につきましては、先代が既存の建物を農地転用され、建てられております。そのあと申請者の息子夫婦が帰ってこられて、ここに住宅を建てるということで、大変好ましいことだと思っております。これについては、9月29日に私と池本推進委員が現地を確認しました。また、申請者も勤めを半日休んで説明していただきました。大変好ましいことでもありますし、特に問題もないということで、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

議長 続いて、区域番号2番池本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号2番池本です。

ただいま事務局ならびに林田委員から説明がございましたとおり、農家住宅の離れを建築されます。申請地は土地改良事業には該当せず、また集落が進める農地利用の最適化推進等には該当しないと判断をさせていただきましたので、どうぞよろしくご説明申しあげます。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号13番について採決いたします。

議 長 賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。よって、整理番号13番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号14番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番について、ご説明申しあげます。参考図は6ページ、7ページ、土地利用計画は8ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は申請地を農業用倉庫等とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、土地整地後に農業用小屋・物置として利用されます。雨水は水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号14番については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

ただいま事務局から説明のありました議案につきまして、農業委員としての意見を申しあげます。転用申請の現地を担当区域の岡崎推進委員と合同で確認し、申請者から聞き取りを行いました。その結果、当該申請地は申請人の住居に隣接し、現在まで登記簿上の地目は畑になっていますが、昭和43年ごろに隣接地より木造建築物を移設して宅地として使用し、現在に至っているものであり、50年以上が経過しています。当時は土地の地目についての関心が希薄で、安易に建物の移設をしましたが、申請人も高齢となり、今後のために土地の権利関係を現状に即した形に変更しておきたいとの強い思いから、今回の申請に至ったものであり、一定の理解はできるものと考えられます。以上から、私といたしましては、本申請の許可はやむを得ないものと認め、妥当であると思っておりますので、よろしく審議許可くださるようお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号7番岡崎推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 意見書を朗読いたします。

4条調書、整理番号14番について、申請地は、所有者が住居している宅地に隣接しており、側溝なども整備のうえ、宅地として利用されています。また、そこに建築されている農業用倉庫や小屋は現在も利用されていますが、建てられたのは約50年前であり、その当時は農地変更手続き等が不要で、そのまま現在に至ったものであります。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号14番について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号14番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号15番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号15番について、ご説明申しあげます。参考図は9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。

営農型太陽光発電施設は、営農の継続による農地の健全な発展と再生可能エネルギー導入の促進を図る観点から、平成25年に農林水産省より農地転用許可制度上の取り扱いについて通知されました。内容は、農地転用許可は、①許可期間が3年間であること、②支柱が撤去できる構造であること、③下部の農地で営農が継続されると認められること、④農作物の栽培に必要な日照および空間が確保されること、⑤周囲の農地の排水機能等に影響を及ぼさないこと、⑥営農型太陽光発電施設を撤去するのに必要な資力があること、⑦電気事業者と申請者が連係に係る契約を締結する見込みがあることとの7項目となります。

申請地は、非線引都市計画区域の農用地区域内農用地であります。

転用理由及び概要について説明します。申請者は、申請地を営農継続しながら農地に支柱を立て、営農型太陽光発電施設をとするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、現状地盤のままスクリー管を架台として、農地上

部に太陽光パネル324枚を設置し、49.5キロワット発電されます。なお、転用面積は支柱部分となる0.34㎡となります。また、下部の農地にはブルーベリーを360ポット栽培されます。収穫は4年後を見込まれており、販売経路も確保されております。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、営農型太陽光発電は一時転用許可となり、転用許可の期限は許可日から最長3年間で、事業を継続する場合は、改めて農地法許可申請の手続きが必要となります。許可の条件は次のとおりです。下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年報告すること。また報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合または確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。営農型発電設備を改築する場合または営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく報告すること。下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。以上です。

議長 整理番号15番については、議席9番奥村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

事務局が説明されたとおりですが、私も中村推進委員と現地を見て、申請地を確認させていただいたときにはびっくりしました。耕作地の真ん中で転用されるため、周りに影響がないものか、譲受人はどれぐらいの計画を持っておられるのかとか、そういうふうなことを含めて、もう一度面談をいたしました。そうしたら10年の計画をきちっと立てておられ、ブルーベリーの栽培方法もすごく熟知されておられました。自分の土地もたくさん持っておられますが、現在はお勤めされているので、全部耕作を人に任されておられます。でも、4年後に退職されるので、「それに向け自分の農地は守っていきたい」と。「農地を荒らすことは自分のポリシーにないので、絶対に守っていきます。これから10年の計画も全うするつもりです。」と、心から力強くお答えになられ安心しました。譲受人の意志が堅いので、許可の方よろしくをお願いいたします。以上です。

議長 続いて区域番号20番中村推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号20番中村です。
整理番号15番について補足説明します。該当案件の申請者は、現在まで彦根市に本社がある大型スーパーに永年勤務されており、同社の農場整備担い手育成というプロジェクトに携わっておられ、定年を機に、積極的に地域農業に係わってくれる人材であります。耕作地も多数所有されており、先を見越した考えのできる方です。地域の旗振り役として、地元としても期待の人物です。ご審議のほどお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

議 長 松下委員。

松下農委 議席番号8番松下です。
直接関係はないんですが、ちょっと教えてください。営農する農地の上に太陽光発電施設を作る。市内での普及の実態について、わかったら教えてください。また、現在どんな状態で維持されているのかも聞きたいと思います。

事務局 はい。

議 長 事務局

事務局 現在甲賀市内では、3箇所です。営農型太陽光発電施設を稼働されています。場所は土山町1箇所および水口町2箇所です。土山町は平成27年に許可した案件で、ふき等を栽培されています。また水口町は平成29年に許可した案件で、柿を栽培されています。

議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。
なければ、整理番号15番について採決したいと思います。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。議案第15号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議に

ついて」を議題といたします。

最初に、5条調書 整理番号36番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第16号、整理番号36番について、ご説明申しあげます。議案書は6ページ、参考図は12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内の第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を一般住宅とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、整地後、一般住宅を建築されます。雨水は市道側溝への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 整理番号36番については、議席9番奥村委員、説明をお願いいたします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

補足説明をさせていただきます。譲渡人は奈良県にお住まいになっておられ、実家は空き家になっていました。参考図を見ていただければわかりますけれど、東海道五十三次の道の傍で、申請地の隣は譲受人の父が営んでいる電気店があります。息子さんが家業を継ぐということで、新居建築を考えられました。電気店は地域密着型の商売をされていて、地域の方に大変喜ばれています。若い人が継いでいただけることはうれしいことだと、区長さんたちも大変喜んでおられました。どうかご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 続いて、区域番号19番橋本推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 意見書を朗読いたします。

5条調書、整理番号36番について、申請地は農地転用に伴う周辺への被害はないと考えられ、また担い手への農地集積集約にも影響がないと判断しました。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号36番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号36番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号37番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号37番について、ご説明申し上げます。参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。

　転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は、申請地を太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、太陽光パネル244枚を設置49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされています。

　以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　整理番号37番については、議席1番緩利委員、説明をお願いいたします。

担当農委 　議席番号1番緩利です。

　当該地を見に行きましたところ、以前は農地として耕作されていたんですけども、現在はもう水田等にして耕作をできる状態ではありませんでしたので、こういう形でのご利用はやむを得ないと思っております。以上です。

議長 　続いて区域番号22番清水推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 　区域番号22番清水です。

　整理番号37番につきましては、先ほど農業委員より説明されたとおりで、補足説明はございません。以上です。

- 議長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いたします。
- 委員 　【異議なしの声】
- 議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号37番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 　【挙手全員】
- 議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号37番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議長 　続きまして、整理番号38番、39番については、関連がございますので、一括審議といたします。なお、採決は個々に行います。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 　整理番号38番および整理番号39番については、譲受人、譲渡人が同じであることから、一括してご説明申しあげます。参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地であります。
転用理由及び概要について説明します。譲受人は、申請地を整理番号38番は駐車場、整理番号39番は住宅敷地とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、土地を整地後一般住宅用の駐車場および住宅敷地とされます。雨水は敷地内自然浸透排水により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。以上です。
- 議長 　整理番号38番、39番については、議席15番川村委員をお願いします。
- 担当農委 　議席15番川村です。
内容等につきましては、事務局の説明のとおりでございます。現地につきましては、井ノ口推進委員とは別々で確認いたしました。私の現地確認の内容といたしましては、周囲そして排水について、この案件が妥当かということで、まず整

理番号38番の駐車場のところ、そして39番の一部の転用となっているところ、宅地になっていますけれども地目が畑の転用内容についてチェックいたしました。この後ろは川で、横には排水路もございまして、宅地前は道路で、特に問題はございませんでした。どうぞご審議、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議 長 続いて区域番号38番井ノ口推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号38番井ノ口です。

今、川村委員よりご説明ありましたとおりでありまして、申請地は長年空き家状態で、数年前には地域おこし協力隊の方が入居されていましたが、その間も含めて、申請地38番、39番は何も耕作をされていない状況だったため、また土地改良事業にも該当しない土地で、農地集約にも支障がないと思われます。以上です。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、整理番号38番および39番一括して、お伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号38番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号38番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号39番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号39番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

- 議 長 議案第16号については、以上であります。
- 議 長 続きます。議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第17号について、ご説明申しあげます。議案書は9ページからとなります。
今月の決定は28件で、借り手、貸し手および利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。議案書の10ページから11ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数28名、借り手は実人数13名、面積は93,925平方メートルとなります。また、借り手の農地台帳による経営状況は、19ページの一覧のとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。
- 委 員 【異議なしの声】
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第17号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第17号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第17号については、以上であります。
- 議 長 続きます。報告案件に入ります。
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。
- 事 務 局 報告いたします。調書は20ページから21ページ、参考図は21ページから24ページとなります。

今月は、市街化区域内の農地法第4条が1件、農地法第5条の届出が4件です。以上です。

議長 報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議長 続いて、報告事項1の「下限面積検討委員会報告事項」について、伴委員長、お願いします。

伴委員長 ・第1回下限面積検討委員会

議長 続いて、報告事項2の「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 ・農地法第18条第6項報告
・経過と予定
・第3回地域ブロック会議の開催
・委員パトロール9月報告
・地域パトロールの実施
・「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価・活動計画」の数値錯誤
・農地利用最適化推進施策に関する意見書の回答
・農地の集約化に向けた勉強会（11月27日）の参加
・「農業委員会だより」全国コンクールの応募

議長 報告事項は以上です。
ここで農業委員、推進委員の皆様、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申し上げます。

副会長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございます。